

発議第 22 号

議案第 116 号 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について（松阪市市民活動センター）に対する付帯決議について

議案第 116 号 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について（松阪市市民活動センター）に対する付帯決議を次のとおり提出する。

平成 24 年 12 月 14 日 提出

松阪市議会議員	小 林	正 司
	今 井	一 久
	植 松	泰 之
	永 作	邦 夫
	西 村	友 志
	前 川	幸 敏

議案第 116 号 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について（松阪市市民活動センター）に対する付帯決議

平成 24 年 11 月 5 日、総務生活委員会協議会で市民活動センター利用者の、条例違反行為が確認された。さらに、平成 24 年 12 月 11 日の総務生活常任委員会にて、行政側は利用者の政治団体としての確認等で、適正な対応ができなかったことに対して、副市長から謝罪があった。

今後このようなことが行われないように、行政はじめ指定管理者は、市民活動センター事業が、公平、公正で円滑な運営をするよう強く求める。

以上、決議する。